

平成26年9月  
東京税関業務部

関係各位

盗難に遭った農業用トラクターの不正輸出阻止に向けた取組について

近年、農業用トラクターの盗難が深刻化しており、盗難に遭った農業用トラクターの一部が海外に不正に輸出される事案が発生しています。

これへの対応として、農林水産省、財務省及び警察庁が協力し、下記の税関官署に対して農業用トラクターを輸出申告する場合には、輸出者に車台番号を記載した仕入書（インボイス）の提出を求め、記載された車台番号について盗難情報の照合を行うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、輸出者が車台番号の記載を拒んだ場合は、農林水産省より輸出者に対して理由を聴取することとしております。

記

1. 税関官署

東京税関新潟税関支署東港出張所  
横浜税関仙台塩釜税関支署  
横浜税関鹿島税関支署  
横浜税関鹿島税関支署日立出張所  
名古屋税関四日市税関支署  
大阪税関伏木税関支署富山出張所  
門司税関田野浦出張所  
函館税関苫小牧税関支署  
函館税関秋田船川税関支署

2. 取組開始日

平成26年9月1日

《添付資料》

別紙 農業用トラクターを輸出する皆様へ

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門  
電話：03-3599-6341

## 農業用トラクターを輸出する皆様へ

農業用トラクターを輸出する際には、

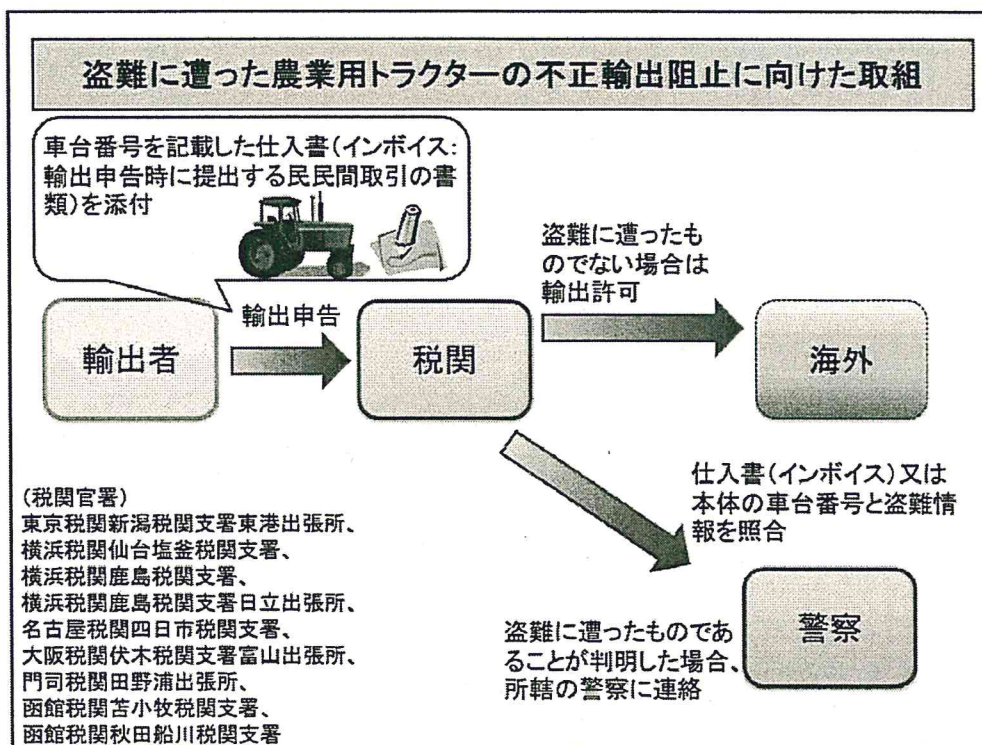
仕入書（インボイス）に車台番号の記載をお願いします。

近年、農業者が保有する農業機械、特に農業用トラクターの盗難が深刻化しています。さらに、盗難に遭った農業用トラクターの一部が海外へ不正に輸出される事案が発生しています。

海外への不正輸出を阻止するため、農林水産省、財務省及び警察庁が協力して、平成26年9月1日以降、下記の税関官署に対して農業用トラクターが輸出申告された場合には、仕入書（インボイス）に車台番号の記載を求めることとしました。今後は、仕入書（インボイス）に記載された車台番号または農業用トラクター本体の車台番号と、農業用トラクターの盗難情報を照合することとしました。

また、輸出者が仕入書（インボイス）への車台番号の記載を拒んだ場合は、農林水産省生産局農産部技術普及課より輸出者に対して理由を聴取することとしております。

今般の取組に至る背景についてご理解いただくとともに、下記の税関官署に対して農業用トラクターを輸出申告する場合には、仕入書（インボイス）に車台番号を記載して頂くようご協力をよろしくお願い致します。



### 【問い合わせ先】

農林水産省生産局農産部技術普及課  
生産資材対策室

03-6744-2111 (直通)